

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和2年2月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900338号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900092号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年7月1日から平成29年6月28日に訂正し、平成28年7月から同年11月までの標準報酬月額を16万円、同年12月から平成29年4月までの標準報酬月額を19万円、同年5月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成28年7月1日から平成29年6月28日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月1日から平成29年6月28日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年7月1日から平成29年6月28日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された賃金台帳、退職届、事業主の回答及び同社担当者の陳述並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間において、同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳、事業主の回答及び担当者の陳述により確認できる厚生年金保険料控除額又はオンライン記録から、平成28年7月から同年11月までの標準報酬月額については16万円、同年12月から平成29年4月ま

での標準報酬月額については19万円、同年5月の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当初、請求者の資格喪失年月日を平成28年7月1日とする届出をしていたところ、資格喪失年月日を平成29年6月28日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年7月1日に年金事務所に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月1日から平成29年6月28日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900423 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900093 号

第1 結論

- 1 請求者のA法人 (現在は、B法人) における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 1 万 5,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 1 万 8,000 円、平成 16 年 7 月 12 日の標準賞与額を 25 万 5,000 円、平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額を 26 万 2,000 円、平成 21 年 12 月 9 日の標準賞与額を 20 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 12 日、平成 17 年 7 月 8 日及び平成 21 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 12 日、平成 17 年 7 月 8 日及び平成 21 年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB法人における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 19 万 7,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 24 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 15 年 7 月
②平成 15 年 12 月
③平成 16 年 7 月
④平成 17 年 7 月
⑤平成 21 年 12 月

B 法人に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の記録がない。
調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、B法人から提出された平成15年夏期賞与の給料台帳及び平成15年冬期賞与の給料台帳並びに同法人の同僚が保有する賞与明細書及び預金取引明細により、請求者は、平成15年7月10日及び同年12月10日において、同法人から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記給料台帳により、請求者は、請求期間①及び②については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から平成15年7月10日は1万5,000円、同年12月10日は1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間③について、B法人から提出された平成16年夏期賞与の給料台帳及び平成16年7月分から同年10月分までの給料台帳並びに上記同僚が保有する預金取引明細により、請求者は、平成16年7月12日において、同法人から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記給料台帳により、請求期間③については、賞与額に見合う標準賞与額は、推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも低いことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上記給料台帳により確認できる賞与額から平成16年7月12日は25万5,000円とすることが妥当である。

- 3 請求期間④について、B法人から提出された平成17年夏期賞与の給料台帳及び金融機関から提出された請求者の預金元帳により、請求者は、平成17年7月8日において、同法人から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記給料台帳により、請求者は、請求期間④については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、上記給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から平成17年7月8日は26万2,000円とすることが妥当である。

- 4 請求期間⑤について、金融機関から提出された請求者の預金元帳及びB法人の複数の同僚が保有する賞与明細書により、請求者は、平成 21 年 12 月 9 日において、同法人から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額については、上記預金元帳及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から平成 21 年 12 月 9 日は 20 万 3,000 円とすることが妥当である。

- 5 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 12 日、平成 17 年 7 月 8 日及び平成 21 年 12 月 9 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 6 請求期間①及び②について、B法人から提出された当該期間に係る給料台帳により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、平成 15 年 7 月 10 日は 19 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 24 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。